

以下の場合には基本財産処分承認申請は必要ありません
 ・社会福祉施設の改築にあたり、老朽民間社会福祉施設整備費の国庫補助が行われる場合
 ・境界となる壁の取り壊し等に留まり、建物の基本的な形状に変更がないと認められ、仮に修復するとしても多額の費用を要しない場合

**基本財産処分申請
& 定款変更申請の流れ**

